

個人金融資産動向：2019年第2四半期

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

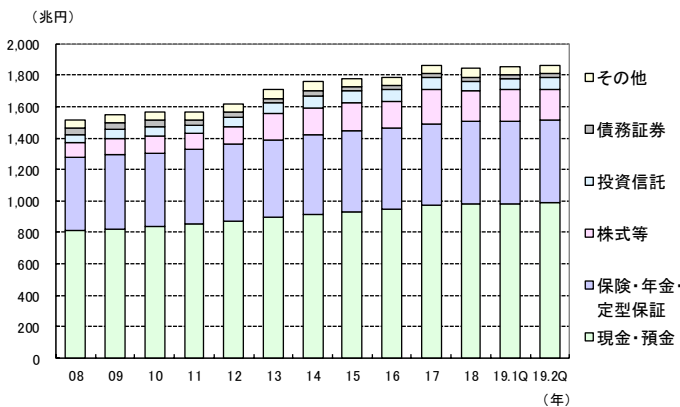
1. 日本銀行「資金循環統計」によると、2019年6月末の個人金融資産残高は1,860兆3,449億円（前期比0.3%増、前年比0.1%減）となった。個人金融資産の53.3%を占める現金・預金が前年から1.9%増加したものの、株価下落等により株式等が9.7%、投資信託が3.7%、前年からそれぞれ減少したため、金融資産全体は前年から僅かに減少した。
2. 2019年第2四半期（4～6月期）の個人資金の各金融資産への純流出入を見ると、現金・預金は資金純流入、債務証券は資金純流出（うち、国債は資金純流出、事業債は資金純流入）、上場株式は資金純流出、投資信託は資金純流出、保険・年金・定型保証は資金純流入、外貨預金は資金純流入、対外証券投資は資金純流出となった。
3. マイナス金利が導入されて4年目を迎えた2019年第2四半期の個人資金の動きを振り返ると、現預金等で流動性を確保しつつも、市場に残された利回りを求めて投資先を多様化させる動きが続き、特に生命保険や事業債、外貨預金に資金が純流入した。
4. 個人が最も多く保有する金融資産は依然として現金・預金だが、預金に長期間固定させるのではなく、要求リターンに見合う投資先が現れるまで動かしやすい形で待機させているものと推測される。これらの待機資金が本格的にリスク資産に向かうかという観点から、①金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書が、「老後の必要資金2,000万円問題」として多様なメディアに取り上げられたことによる、家計行動への影響や、②金融庁や厚生労働省の令和2年度税制改正要望を巡る、家計資産に係る制度の議論の行方を見ておきたい。

I. 日本銀行統計から見る個人金融資産残高の概況

2019年9月20日に公表された日本銀行「資金循環統計 2019年第2四半期(4~6月期)」によると、2019年6月末の個人金融資産残高は1,860兆3,449億円(前期比0.3%増、前年比0.1%減)となった(図表1)。個人金融資産の53.3%を占める現金・預金が前年から1.9%増加したものの、株価下落等により株式等が9.7%、投資信託が3.7%、前年からそれぞれ減少したため、金融資産全体は僅かに減少した。

なお、今般公表された「資金循環統計」では、年1回の遡及改定が実施されている¹。家計部門では、非上場株式について「国民経済計算」の新たなデータ入手に伴う改定や、年金受給権について2018年度分の企業の退職給付会計に関するデータ更新に伴う改定により、それぞれ上方修正されたが、個人金融資産残高への影響は限定的だった。

図表1 個人金融資産の残高と内訳



	2019.2Q	構成比	前年比
金融資産計(兆円)	1,860	100.0%	-0.1%
(内訳)			
現金・預金	991	53.3%	1.9%
債務証券	25	1.3%	3.6%
投資信託	70	3.8%	-3.7%
株式等	195	10.5%	-9.7%
保険・年金・定型保証	527	28.3%	0.5%
その他	52	2.8%	-0.5%

(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

II. 主な金融資産を巡る個人資金の動き

図表2は、四半期ごとの主な金融資産への個人資金純流出入の動きである。足下の特徴は次の通りである。

1. 現金・預金

現金・預金は資金純流入となった。現金・預金は季節要因の影響を受けやすく、四半期ごとに純流入と純流出を繰り返し、例年第2四半期(4~6月期)は純流入となる。2019年第2四半期には、現金・預金のうち「現金」と「流動性預金」は純流入、「定期性預金」は純流出となった。定期性預金の純流出は、14四半期続いている。

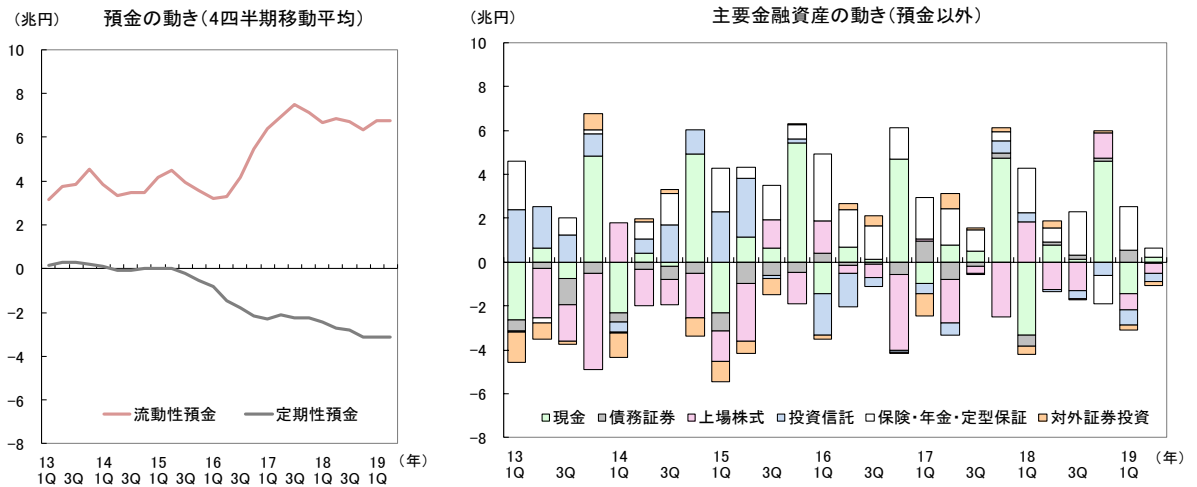
¹ この結果、2005年以降の計数が改定された。主な改定は、①共済保険部門、②居住者発行外債、③株式会社以外の会社及び特殊法人などに対する持分、④公的年金部門に係るものであり、影響金額は③と④が大きい。

2. 債務証券

債務証券は資金純流出となった。債務証券のうち「国債」は資金純流出となった。個人が購入できる国債のうち「新窓販国債」は金利低下等のために募集が停止されているが²、「個人向け国債」はマイナス金利政策下で預金金利が下がる中で、元本と年0.05%の最低金利が保証される点が個人の注目を集めている³。そのため、個人向け国債は2019年4月以降も月間3,000~4,000億円程度の発行が続いている（図表3）。2019年第2四半期は、過去に発行した個人向け国債の償還が発行をやや上回り、「国債」合計は僅かに資金純流出となった。この他、債務証券のうち、「信託受益権」や「地方債」も資金純流出となった。

一方、債務証券のうち、「事業債」は資金純流入が続いた。低金利下で利回りを求める個人の需要は高く、2019年第2四半期の事業債への資金純流入額は3年ぶりの高水準となり、残高の増加も続いている（図表4）。ソフトバンクグループは、2019年4月に5,000億円、同9月に4,000億円の個人向け社債を発行しており、前者は日本企業による個人投資家向け社債としては過去最大となった。

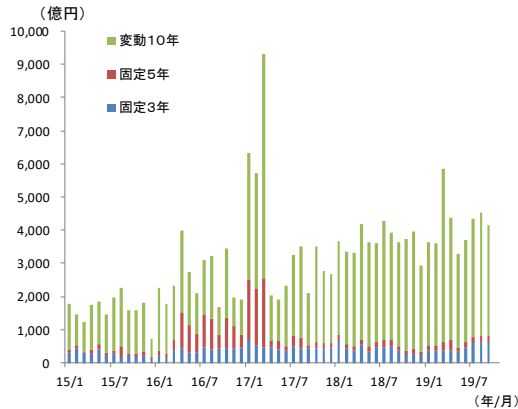
図表2 主な金融資産への個人資金純流出入（四半期ベース）



（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

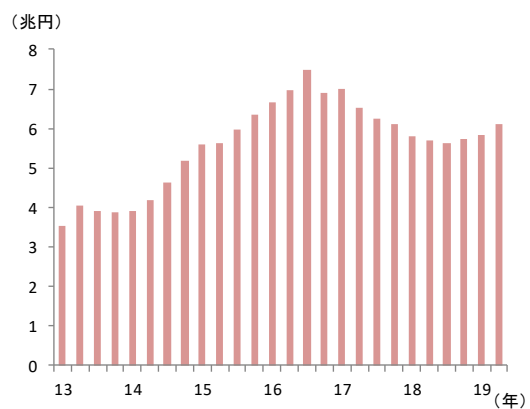
² 財務省では金利水準等を勘案し、2年物は2014年11月債から、5年物は2015年9月から募集が中止されている。10年物は2018年8月から募集が再開されたが、2019年1月から再度中止された。
³ 取扱金融機関によっては応募額などに応じて現金を贈呈する販売促進キャンペーンが展開されたことも、個人向け国債の人気を後押ししてきたと見られる。

図表3 個人向け国債の発行額の推移



(出所) 財務省統計より野村資本市場研究所作成

図表4 個人が保有する事業債残高



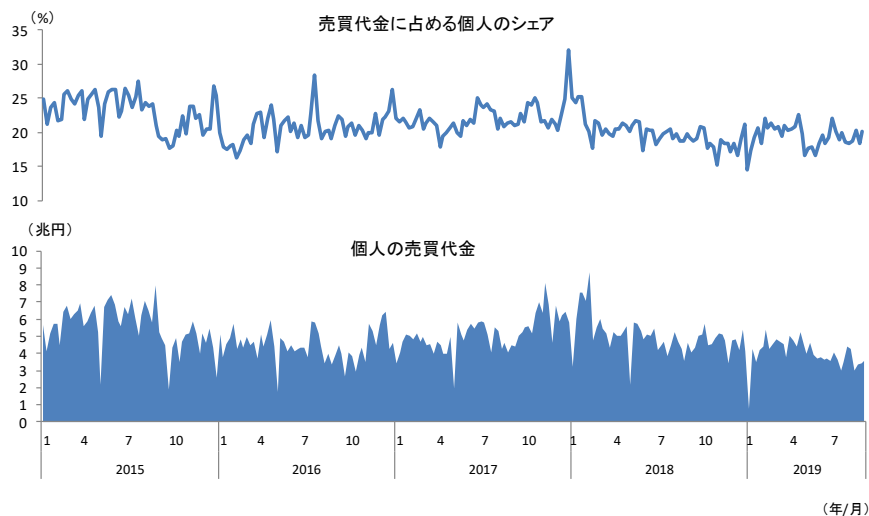
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

3. 上場株式

上場株式は資金純流出となった。株式市場における個人の売買代金のシェアは20%前後での推移が続く中で、売買代金はやや減少している(図表5)。投資部門別の株式売買差額を見ると、個人は2019年第2四半期には売り越しとなった(図表6)。その後、同年7月も売り越したが、株価が調整した同年8月には買い越しに転じている。同年8月には、ソフトバンク株が2018年12月の上場後初めて公開価格(1,500円)を上回ったことも、個人投資家及び市場関係者の注目を集めた。同社株は2019年8月9日の取引時間中に公開価格を上回る高値を付け、同年8月16日には終値でも公開価格を上回った。

なお、東京証券取引所などが2019年6月26日に公表した「2018年度株式分布状況調査」によると、2018年度の個人株主数は前年度から343万人増えて、5,473万人となった。また、金額ベースでみた株式保有比率は「個人」が17.2%となり、3年ぶりに上昇に転じている。

図表5 株式市場における個人の売買状況



(注) 1. 二市場(東京・名古屋)一・二部等合計。
2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計。
(出所) 東京証券取引所統計より野村資本市場研究所作成

図表 6 投資部門別の株式売買状況

(単位: 億円)

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他 法人等	金融機関					
					生保・ 損保	都銀・ 地銀等	信託銀行	その他 金融機関		
2016年	-31,624	-3,890	22,236	4,671	-5,739	-4,930	32,651	2,619	-36,888	24,125
2017年	-57,934	-10,435	12,325	6,047	-5,709	-8,650	939	1,348	7,532	60,321
2018年	-3,695	14,172	25,706	7,442	-3,542	-7,793	15,066	918	-57,401	9,722
2018年9月	-8,570	-3,088	-530	370	-481	-924	-663	-147	-1,557	17,365
2018年10月	10,579	3,847	1,471	360	-142	-859	-59	178	-2,565	-13,774
2018年11月	-4,650	923	6,343	430	-264	-759	-178	-143	-2,999	621
2018年12月	-331	5,214	2,692	1,389	-339	-492	5,977	-137	-11,412	-1,955
2019年1月	-3,159	1,862	1,373	482	-337	-452	1,766	53	-5,626	3,931
2019年2月	-5,538	-152	4,511	157	-1,145	-1,105	316	-246	-4,178	8,422
2019年3月	1,181	-2,773	2,802	230	-495	-1,012	-1,500	125	-15,280	17,179
2019年4月	-9,158	-1,389	665	245	-560	-608	764	-624	16,056	-4,523
2019年5月	5,000	721	6,363	1,809	-731	-188	-335	100	-5,002	-7,696
2019年6月	-2,604	1,404	4,489	849	-106	-286	2,834	-18	-4,267	-2,670
2019年7月	-836	-2,185	4,718	1,357	-199	-58	2,592	-87	-2,122	-3,237
2019年8月	1,327	1,039	5,582	500	316	-150	46	15	-5,355	-3,854

- (注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。
 2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。
 (出所) 東京証券取引所統計より野村資本市場研究所作成

4. 投資信託

投資信託は資金純流出が続いた。日本銀行がこのデータを推計するために参照する投資信託協会の月次統計によると、2019年第2四半期は「公募投資信託」全体では資金純流入だった（図表7）。内訳は、「公社債投資信託」も「株式投資信託」も資金純流入だったが（図表8、図表9）、後者についてはETFと分配金も除いたコア指標で見ると、2019年第2四半期も個人資金の純流出が続いていたことになる（図表10）。ただし、このコア指標によれば、2019年8月単月では個人資金は再度、純流入へ転じている。

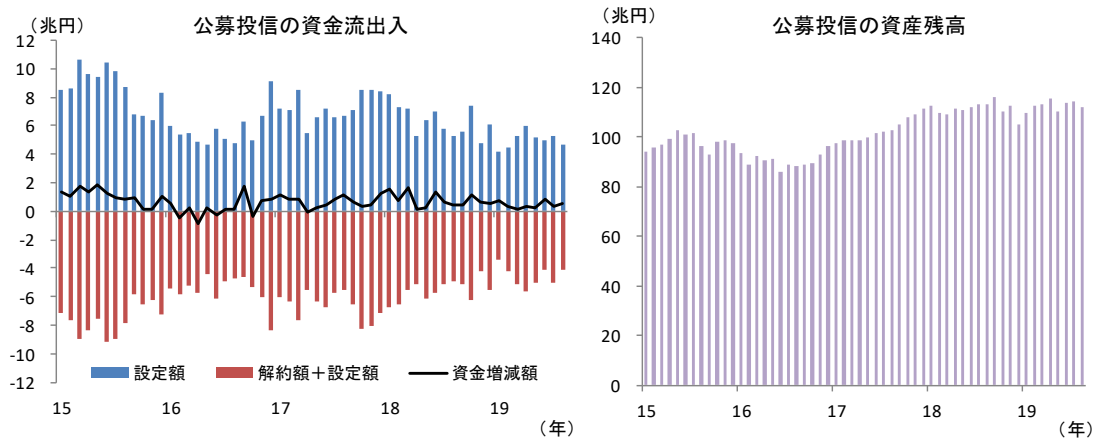
投資信託への資金流入には、ラップ口座やNISAを通じた資金流入も影響する。ラップ口座については、日本投資顧問業協会統計によると2019年6月末時点の件数は89万9,738件、金額は8兆8,483億円であり、2019年3月末からそれぞれ3.6%、0.2%増加した（図表11）。一方、NISAについては、金融庁調査によると2019年3月末時点の口座数は1,282万5,011口座（うち、つみたてNISAは127万4,188口座）、総買付額は16兆4,866億円であり、2018年12月末から順に2.3%、4.8%増加した⁴。また、ジュニアNISAについては、2019

⁴ 2019年7月2日公表。NISAの口座数のうち、一般NISA口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、平成30年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。口座数は、これまでに開設された口座数から金融機関変更に伴う変更前口座・廃止口座の数を差し引いて計上。また、総買付額は2014～2019年の利用枠（ジュニアNISAは2016～2019年の利用枠）で買い付けがあった金額の合計。買付時の時価により算出。

年3月末時点の口座数は31万8,267口座、総買付額は1,303億円であり、2018年12月末から順に1.9%、12.0%増加した。

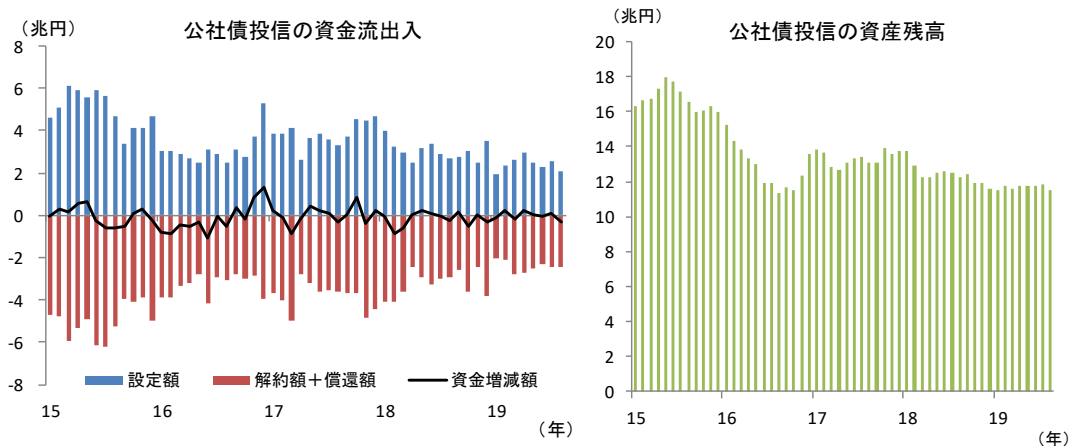
これらの資金が下支えたにもかかわらず、2019年第2四半期に投資信託への個人資金流入が伸び悩んだ背景には、相場の先行きが不透明な中では投資信託の購入に慎重な姿勢を示す個人投資家が引き続き多かったことが挙げられる。投資信託の資金純増額ランキングを見ると、定期的な分配金が得られるインカム型ファンドへの資金流入が2019年第2四半期も多かった(図表12)。ランキング上位10商品を見ると、2019年第1四半期は毎月分配型が5商品、2019年第2四半期は毎月分配型が4商品・隔月分配型が1商品を占めている。

図表7 公募投資信託への資金流入と資産残高



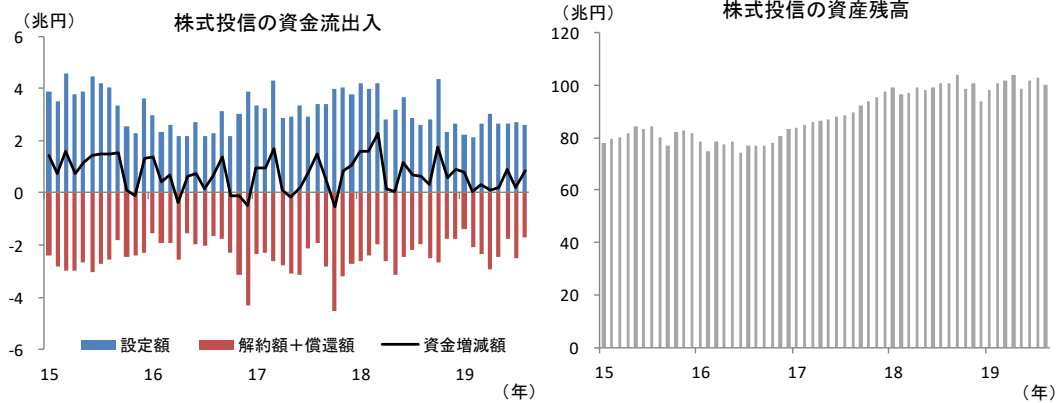
- (注) 1. 公募投資信託は株式投資信託と公社債投資信託の合計。
2. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表8 公社債投資信託への資金流入と資産残高



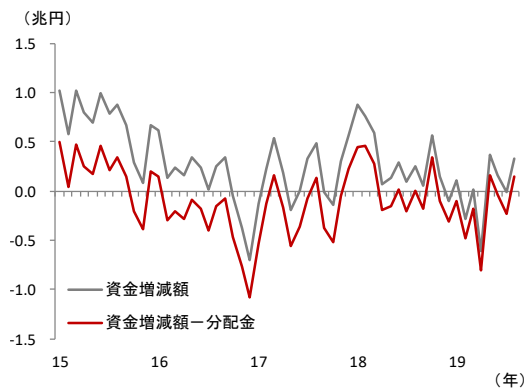
- (注) 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表9 株式投資信託への資金流入と資産残高



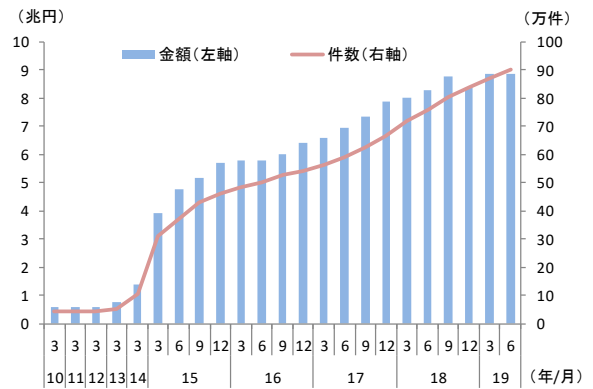
(注) 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 (出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表10 株式投資信託（除ETF）への資金流入



(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表11 ラップ口座の利用状況



(出所) 日本投資顧問業協会統計より野村資本市場研究所作成

2019年第2四半期に資金純増額ランキングで首位となったピクテ・グローバル・インカム株式ファンドは、配当利回りの高い公益株式を投資対象とする、毎月分配型の投資信託である。2019年4月に分配金を引き下げたにもかかわらず資金純流入が続いた結果、公募投資信託の純資産総額ランキングでも首位を占めるに至った。また、資金純増額で2位となったグローバル3倍3分法ファンドは、世界の株式とREITに加えて、株価指数先物取引や国債先物取引などを活用することで、信託財産の純資産総額の3倍相当額の投資を行うバランス型の投資信託である。3位の次世代通信関連世界株式戦略ファンドは、5G（第5世代移動通信システム）の発展の恩恵を受けやすいと判断された国内外の通信関連株式で運用される投資信託である。この他、破壊的イノベーションを起こし得るビジネスを行うと判断された企業の株式に投資するグローバル・プロスペクティブ・ファンドは、2019年6月の当初設定額が1,136億円の大型設定となり、2019年7月単月でも資金純増額ランキング首位となる資金を集めた。

図表 12 投資信託の資金純増額ランキング (2019年1月～2019年7月)

順位	2019年第1四半期(1～3月)			2019年第2四半期(4～6月)			(参考)2019年7月		
	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額
1	東京海上・円資産バランス ファンド(毎月決算型)	東京海上	490	ビクテ・グローバル・インカム 株式ファンド(毎月分配型)	ビクテ	899	グローバル・プロスペクティブ・ ファンド	日興	517
2	国際・アジア・リート・ファンド (通貨選択型)インド・ルビー コース(毎月決算型)	三菱UFJ 国際	487	グローバル3倍3分法ファンド (1年決算型)	日興	768	ビクテ・グローバル・インカム 株式ファンド(毎月分配型)	ビクテ	408
3	ビクテ・グローバル・インカム株 式ファンド(毎月分配型)	ビクテ	485	次世代通信関連 世界株式 戦略ファンド	三井住友 トラスト	700	グローバル3倍3分法ファンド (1年決算型)	日興	353
4	中国人民元ソブリンオープン	岡三	482	東京海上・円資産バランス ファンド(毎月決算型)	東京海上	607	次世代通信関連 世界株式 戦略ファンド	三井住友 トラスト	242
5	グローバル全生物ゲノム株式 ファンド(1年決算型)	日興	349	グローバル全生物ゲノム 株式ファンド(1年決算型)	日興	504	ファンド・マネジャー (国内株式)	三菱UFJ 国際	229
6	先進国ハイクオリティ成長株式 ファンド(為替ヘッジなし)	アセマネ One	302	東京海上・円資産バランス ファンド(年1回決算型)	東京海上	387	グローバル3倍3分法ファンド (隔月分配型)	日興	187
7	J-REIT・リサーチ・オープン (毎月決算型)	三井住友 トラスト	301	グローバル3倍3分法ファンド (隔月分配型)	日興	373	東京海上・円資産バランスフ ァンド (毎月決算型)	東京海上	184
8	ダイワJ-REITオープン (毎月分配型)	大和	259	先進国ハイクオリティ成長 株式ファンド(為替ヘッジなし)	アセマネ One	372	ダイワ米国リート・プラス (毎月分配型) 為替ヘッジなし	大和	139
9	東京海上・円資産バランス ファンド(年1回決算型)	東京海上	243	ダイワJ-REITオープン (毎月分配型)	大和	318	東京海上・円資産バランス ファンド(年1回決算型)	東京海上	134
10	次世代通信関連 世界株式 戦略ファンド	三井住友 トラスト	225	ダイワ米国リート・プラス (毎月分配型) / 為替ヘッジなし	大和	310	ダイワJ-REITオープン (毎月分配型)	大和	125

- (注) 1. 対象は追加型投資信託で、該当月に新規設定した投資信託や償還された投資信託、上場投資信託は除外されている。
2. 資金純増額の単位は億円。

(出所) R&I『ファンド情報』より野村資本市場研究所作成

5. 保険・年金

保険・年金・定型保証は資金純流入となった。このうち「生命保険」には、引き続き安定的な資金純流入が続いている。一方、「非生命保険」、「年金受給権」、「年金保険」は資金純流出が続いた。

6. 外国資産

外国資産については、「外貨預金」は資金純流入、「対外証券投資」は資金純流出となった。2019年6月末時点で個人が保有する外貨建資産残高(外貨建投資信託、外貨建対外証券投資、外貨預金の合計)は39兆円、個人金融資産に占める割合は2.1%と推定される。この割合は、2019年3月末に比べると0.1%ポイント低下した。

Ⅲ. まとめと今後の注目点

1. まとめ

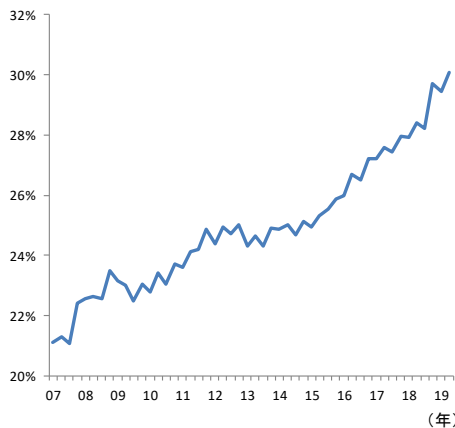
マイナス金利が導入されて4年目を迎えた2019年第2四半期の個人資金の動きを振り返ると、現預金等で流動性を確保しつつも、市場に残された利回りを求めて投資先を多様化させる動きが続き、特に生命保険や個人向け国債、事業債、外貨預金に資金が純流入した。一方で、株式等や投資信託からは資金が純流出した。

個人が最も多く保有する金融資産は依然として現金・預金である。しかし、その構成は変化しており、「定期性預金」が減少する一方で「流動性資産（現金と流動性預金）」が増加し、その差は拡大している。これは、個人が資産を（預金に長期間固定させるのではなく）要求リターンに見合う投資先が現れるまで動かしやすい形で待機させているためと推測される。

このような家計行動が見られる背景には、マイナス金利政策が長引く一方で、世界的にも金融市場が不安定な状況が続いているという相場環境に加えて、高齢投資家が保有していた有価証券は売却されやすいという構造的な要因も指摘できる。「流動性資産」が個人金融資産に占める割合は2019年6月末には30.1%に達した（図表13）。

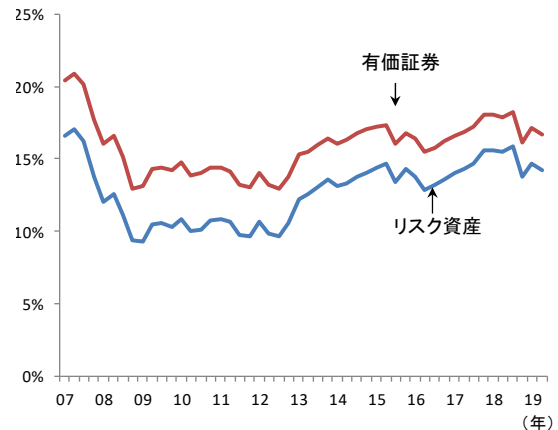
今後の注目点は、これらの待機資金が株式や投資信託といったリスク資産へ本格的に向かうかである。リスク資産が個人金融資産に占める割合は、2019年6月末では14.3%である（図表14）。

図表13 個人金融資産に占める流動性資産割合



(注) 流動性資産は現金と流動性預金の合計。
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表14 個人金融資産に占めるリスク資産割合



(注) リスク資産は株式等と投資信託の合計。
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

2. 注目を集めた「老後の必要資金 2,000 万円」問題

この観点から、先般公表された金融審議会市場ワーキング・グループの報告書が広く話題を集めてきたことは注目される。経緯としては、2019年5月22日に討議された金融審議会市場ワーキング・グループ「高齢社会における資産形成・管理」報告書（案）で、「夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職の世帯では毎月の不足額の平均は約 5 万円であり、まだ 20～30 年の人生があるとすれば、不足額の総額は単純計算で 1,300 万円～2,000 万円になる。」との試算を示し、生涯に亘る計画的な長期の資産形成・管理の重要性を認識することが重要と指摘した部分が、一部メディアによって大きく報道されたことが発端になった。2019年6月3日に同報告書が公表されると、他のメディアも大きく取り上げるようになり、野党はこれを材料に政府の年金政策を批判した。2019年6月10日、安倍首相は参院決算委員会で「不正確であり誤解を与えるものだった」と答弁し、翌6月11日、麻生副総理・財務大臣兼金融担当大臣は、正式な報告書として受け取らないことを決定したことを明らかにした。

報告書ではまず、今後の高齢社会を取り巻く環境変化について整理し、個人が自分で必要な資産形成をすることが大切になることと、高齢化により金融取引に対する認知・判断能力が低下する人が増えるため、事前の備えや適切な対応の重要性が増していくことを指摘している。次に、高齢社会における金融サービスに関して基本的な視点を示している。その上で、考えられる対応として、第一に、長寿化が進む中で資産寿命を延ばす観点から、広く国民が知っておくことが望ましい事項として、個々人にとっての資産の形成・管理での心構えを示している（図表 15）。第二に、金融サービスのあり方については、金融サービス提供者が顧客をサポートするために、顧客本位の業務運営を徹底すると同時に、持続可能な金融サービスの提供を実現することが重要になるとしている。第三に、行政機関や業界団体等による環境整備として、資産形成・資産承継制度の充実、金融リテラシーの向上、アドバイザーの充実、高齢顧客保護のあり方を提案している。

「老後の必要資金 2,000 万円」は、こうした結論を導くための前提部分で示されたに過ぎ

図表 15 高齢社会における資産の形成・管理での心構え

現役期	長寿化に対応し、長期・積立・分散投資など、少額からでも資産形成の行動を起こす時期
リタイア期前後	リタイア期以降の人生も長期化していることに対応し、金融資産の目減りの防止や計画的な資産の取り崩しに向けて行動する時期
高齢期	資産の計画的な取り崩しを実行するとともに、認知・判断能力の低下や喪失に備えて行動する時期

（出所）金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」（令和元年6月3日）より野村資本市場研究所作成

ないわけだが、今回、報告書で示された試算は、総務省「家計調査年報（2017年）」の高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）の月次収支データとして、実収入（20万9,198円）と実支出（26万3,718円）の差は、月5.5万円程度であることが示されていた。試算は、これが20～30年続くとすれば、不足額は1,300万円～2,000万円になるというものである⁵。同資料には、高齢夫婦無職世帯の平均純貯蓄額が2,484万円であることも、併せて記載されていた。

「老後の必要資金2,000万円」は、家計が想定していた平均額と大きく乖離するものではない。金融広報中央委員会が毎年実施する「家計の金融行動に関する世論調査（二人以上世帯、2018年）」によると、「老後の生活資金として、主に家計を支えている方の年金支給時に準備しておけばよい金融資産残高は、最低どれくらいだとお考えですか。」との問いに対し、回答の平均値は全世代で2,067万円（2018年）である（図表16）。同調査結果を、調査の連続性が保たれる2007年まで遡っても、この金額はやや上振れする時はあるものの大きくは変わらず、2007～2018年の平均は全世代が2,066万円、60歳未満が2,119万円である。また、2018年調査の回答について世代別に見ると、既に退職生活に入った人が多い「70歳以上」の金額はやや低いものの、各世代の金額に大きな差はない（図表17）。そのため、どの世代でも、老後に必要な資金として想定していた平均額と、今回の報告書の試算額は、大きく乖離しているわけではない。

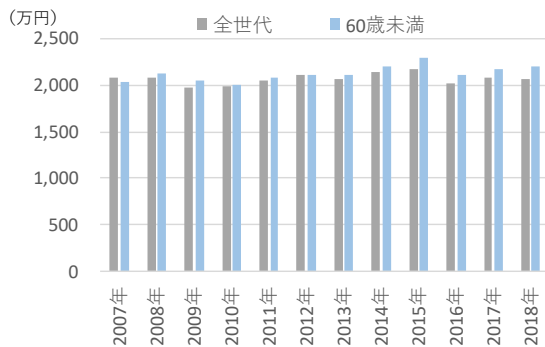
ただし、同調査は、この数字について幅を持つてみる必要があることも示している。同調査では属性別にも集計結果を公表しており、差が大きい属性は「年収別」「市郡規模別」「地域別」である（図表18、図表19）。「年収別」には、年収が多くなるほど平均値も高くなり、年収1,200万円以上世帯では4,010万円である一方、年収300万円未満世帯では1,469万円である。「市郡規模別」には、大都市になるほど平均値も高くなり、21大都市では2,567万円である一方、小都市では1,790万円である。「地域別」に見ても、大都市圏ほど平均値が高い傾向が見られ、関東では2,533万円である一方、東北では1,580万円である。

また、同調査によると、老後の暮らしについて経済面で心配している世帯は79.2%、60代未満の世帯に限れば85.8%にのぼることも示されている。年間収入が少ないほど「心配である」と答えた世帯割合は多くなる。心配である理由として「年金（公的年金、企業年金、個人年金）や保険が十分ではないから」「十分な金融資産がないから」が最も多く挙げられており、これは年齢別に見ても年間収入別に見ても共通する。

結果的には、同報告書は多様なメディアで取り上げられたため、報告書が目的としていた高齢社会における長期的な資産運用の重要性が広く国民にアナウンスされた。今後は、家計の行動がどう変わるのか、特に資産形成層が、単に年金制度に不安を感じるだけでなく、資産形成へ向けて行動することで、そのための手段であるNISAやiDeCoの利用者が広がるのか注目されよう。

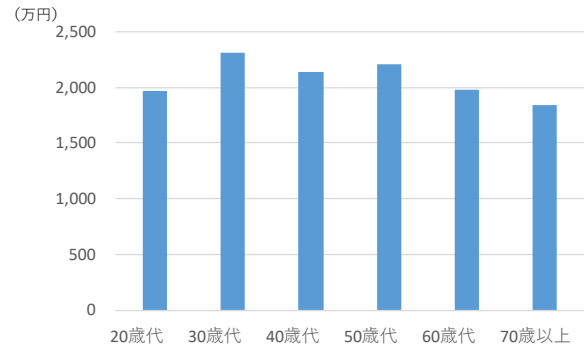
⁵ なお、同資料では家計調査年報（2017年）の値が用いられているが、最新の家計調査年報（2018年）を用いて同様の試算をすると、月次収支の差は月4.2万円程度であり、これが20～30年続くとすれば、不足額は1,000万円～1,500万円となる。

図表 16 年金支給時に最低準備しておく金融資産残高の推移



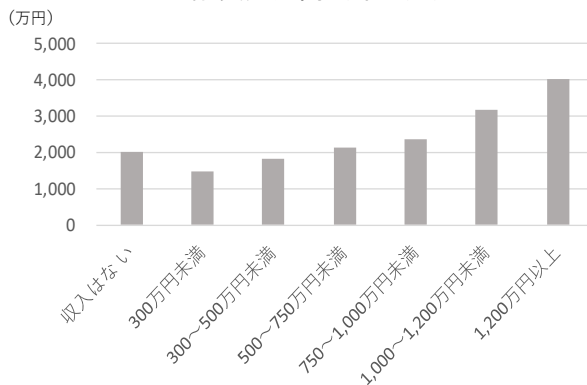
(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯)より野村資本市場研究所作成

図表 17 年金支給時に最低準備しておく金融資産残高(世代別)



(注) 2018年調査結果。
(出所) 図表 16 と同じ。

図表 18 年金支給時に最低準備しておく金融資産残高(年収別)



(注) 2018年調査結果。
(出所) 図表 16 と同じ。

図表 19 年金支給時に最低準備しておく金融資産残高(市郡規模・地域別)



(注) 2018年調査結果。
(出所) 図表 16 と同じ。

3. 金融庁の令和2年度税制改正要望

この他、家計資産に係る制度の議論も注目される。家計資産に係る制度については、足元でも注目すべき動きがある。2019年8月30日、金融庁が令和2年度税制改正要望を公表した(図表20)。特に注目されるのは次の二点である。

第一に、資産形成を支援する環境整備である。具体的には、(1)現在、時限措置であるNISAについて、恒久化措置とすることや、特につみたてNISAの制度期限(2037年)を延長すること、(2)NISAの利用促進を図るため、企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、つみたてNISA奨励金については、毎月1,000円を限度として非課税とすること(3年の時限措置)や、利用者・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、NISA口座の手続書類(開設・変更・廃止等)の電子化を可能とすること、等である。

(1)のNISAの恒久化については、平成25年度と平成29年度からの継続要望である。NISAは口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成ツールとして広く定着しつ

つあるが、時限措置であるために、制度の持続性の確保を求める声が多いことを金融庁は指摘している。また、つみたてNISAについては、開始時期にかかわらず20年間のつみたて期間が確保されるよう制度期限の延長を要望しているが、これは平成31年度からの継続要望である。

(2)のNISAの利用促進については、①給与天引きによるNISA導入企業は約700社で、うち約半数が奨励金を支給していること（大手証券会社3社調べ）、②つみたてNISAの利用割合は「奨励金を支給している企業の職員」が44%であるのに対し「奨励金が支給されない企業の職員」は13%と3倍以上の差があること（個別金融機関へのサンプル調査）を示し、この奨励金が所得税・地方税の対象となるために奨励策の効果が減殺されないよう、奨励金について毎月1,000円を限度に非課税とする時限措置を要望している。

第二に、上場株式等の相続税に係る見直しである。現状では、相続財産となった上場株式は、相続時の時価のほか、相続時以前3か月間（①相続発生日、②その前月、③前々月）の終値の月平均額のうち、最も低い価額で評価される。一方、非上場株式（類似業種比準価額方式）では、④課税時期（死亡日）の前年の年平均株価、⑤課税時期の属する月以前2年間の平均株価でも評価が可能である。そのため金融庁では、上場株式等の相続税評価額について、相続時の評価のほか、相続時以前3か月間（上記①、②、③）の終値の月平均額に加えて、④、⑤も対象とすることを要望している。

この他、金融庁の税制改正要望のうち、「金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）」と、「生命保険料控除制度の拡充（所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること）」は、継続要望である。

図表 20 令和2年度税制改正要望における主な要望項目（金融庁）

<p>1. 資産形成を支援する環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ NISAの恒久化・期限延長 ➢ NISAの利用促進と利便性向上 (つみたてNISA奨励金の非課税措置、NISA口座の手続書類の電子化等) <p>2. 簡素で中立的な投資環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融所得課税の一体化 ➢ 上場株式等の相続税評価の見直し <p>3. 保険・特別法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生命保険料控除制度の拡充 ➢ 特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長(厚生労働省主担)

(出所) 金融庁「令和2年度税制改正要望項目」(令和元年8月)、p.1

なお、企業年金等の積立金に対する「特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長」は、金融庁と厚生労働省の共同要望である。この他に厚生労働省では、令和2年度税制改正要望として「企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置」も要望している。企業年金・個人年金制度等については、現在、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論されており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずることを要望としているが、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢引き上げ等も検討されている。

これらの要望は政府内部で折衝が進められ、その結論は2019年12月頃に予定されている令和2年度税制改正大綱で公表されることになる。今後の議論の行方が注目される。